

都道府県の長期総合計画のあり方をめぐって

A Study of Long-Term Comprehensive Plans of Prefectures

平 修久*

Nobuhisa Taira

Although prefecture governments consider that long-term comprehensive plans are the most important among all their plans and policies, most of the prefectures do not synchronize timing of plan making with that of governor elections, nor show the plans at the top page of their homepages during the whole plan period. In order to make a practical plan, future vision and target should be more realistic, necessity of each content of the plan must be reviewed, target customers of the plan are carefully identified, and governors must clearly make more commitments to the plan making and implementation.

Keywords : Long-Term Comprehensive Plan, Homepage, Questionnaire Survey

長期総合計画、ホームページ、アンケート調査

1. はじめに

地方分権の流れを受けて、各自治体では政策立案能力の向上や政策の独自性が必要になっているとともに、市民からは説明責任や情報公開などが一層求められるようになってきている。そして、NPOなどの新たな公共サービスの提供者が登場し、市民と行政の協働ということが頻繁に使われるようになった。このように、行政を取り巻く環境は大きく変貌している。そのため、行政運営の基本的指針である長期総合計画の重要性が高まるとともに、環境変化に合わせてその姿を変えることが求められている。

一方で、ホームページにおける長期総合計画の掲載状況は、自治体によっては重要性を十分に反映しているとは言えない状況にある。また、長期総合計画に対する市民の関心は薄く、行政内部でもあまり参照されていないという指摘もある。

このような現状認識をもとに、アンケート調査により、最近の計画の特徴、ホームページでの掲載状況、必要性に対する職員の意識などを分析する。以上を踏まえて、今後の長期総合計画のあり方を探りたい。

2. 最近の長期総合計画の特徴

(1) アンケート調査の概要⁽¹⁾

47都道府県を対象にして、長期総合計画に関する策定状況、ホームページでの取扱い状況などについて、2002年8月にアンケート調査を実施した。44都道府県から回答が寄せられ、回収率は93.6%であった。ただし、沖縄県の長期総合計画は沖縄振興特別措置法に基づくものであり、他の都道府県の計画と性格が異なるため、分析から除いた⁽²⁾。

なお、都道府県では、どの計画が長期総合計画に該当するかの判断が難しい場合があるという遠藤文夫(1990)の指摘がある。本稿では、策定が地方自治法で義務づけられている市町村の長期総合計画の構成要素である、基本構想、基本計画、実施計画、あるいはこれらに準じるものすべて、もしくは一部を含むものを、都道府県の長期総合計画とした。

(2) 長期総合計画の有無

計画期間中の長期総合計画の有無については、回答のあった43都道府県中、41都道府県が「ある」、2県が「ない(直近のものが終了し、その後策定作業を行っていない)」であった。

都道府県の長期総合計画は、法律で策定が義務づけられていないため、計画を持たない団体があっても不思議ではない。地方分権が進展する中で、むしろ、各都道府県の判断で策定するか否かを決定すべきである。

現在、計画を持っていない県は鳥取県と高知県である。鳥取県には『鳥取県21世紀ビジョン』というものがあがあるが、これは県民から寄せられた夢や提言をもとに、将来の姿や、実現のための方向性をとりまとめたもので、計画や構想に該当しない。高知県は、知事の意向で策定をやめており、その旨、県のホームページに明記している⁽³⁾。

(3) 長期総合計画の名称

長期総合計画の名称は多様である。「計画」あるいは「プラン」を含むものが30団体と最も多い。新しい世紀を意識して、14団体が「21世紀」「21」「世紀」ということばを名称に入れている。また、『三重のくにづくり宣言』『やまぐち未来デザイン21』といったユニークなネーミング

* 正会員 聖学院大学 コミュニティ政策学科

のものもある。ユニークな名称は注目を集めるが、それが長期総合計画であることを認識させない危険性もある。一方、岐阜県では、『県政の指針』という名称を用いている。他の都道府県では、県政の指針を毎年作成しているところもあり、この名称は混乱を招く可能性がある。

表1 長期総合計画の名称に含まれることば

(サブタイトルも含む)		
	回答数	構成比
計画・プラン	30	73.2%
総合	18	43.9%
長期	16	39.0%
21世紀・21世紀	14	34.1%
ビジョン・構想	7	17.1%

注：構成比は有効回答数41に対する値

(4) 計画期間など

策定時期は 2001 年が 12 団体と最も多く、目標年は 2010 年に 28 団体が集中している。計画期間は 5-10 年が 20 団体、11-15 年が 14 団体となっており、都道府県により差が見られる。中でも、群馬県は『21 世紀のプラン』ということで、計画期間を 100 年としている。

(5) 長期総合計画の構成

構成としては、有効回答 41 団体のうち、すべての団体が基本構想を含み、40 団体が基本計画を含んでいる。実施計画については、「含む」が 21 団体、「含まない」が 20 団体と拮抗している。

(6) 長期総合計画の性格

長期総合計画の性格としては、「行政運営の最上位に位置する基本的指針」が 40 団体、「地域の目指すべき将来像」が 36 団体、「重要政策・施策・計画・プロジェクト・プログラムのリスト」が 29 団体となっている。一方、11 団体が、これまでほとんど見られないと思われる「住民の行動指針」を選択しており、ガバナンスという時代の流れを反映していると言える。また、知事のリーダーシップの発揮という観点から、長期総合計画は知事の公約や方針を示すものという位置づけも考えられるが、このような性格付けをしているのは 8 団体のみである⁽⁴⁾。実際には、政治主導ではなく、行政主導が大半を占めていることを示している。

表2 長期総合計画の性格（複数回答）

	回答数	構成比
行政運営の最上位に位置する基本的指針	40	97.6%
地域の目指すべき将来像	36	87.8%
重要政策・施策・計画・プロジェクト・プログラムのリスト	29	70.7%
住民の行動指針	11	26.8%
知事の公約・方針	8	19.5%
その他	2	4.9%

注：構成比は有効回答数41に対する値

(7) 長期総合計画の使われ方

使われ方については、「事務事業の実施の指針として」

が 33 団体と最も多く、「毎年の都道府県政の指針作成の際の基礎資料として」が 27 団体、「予算編成の指針として」が 25 団体と続いている。このように、行政組織内部での利用が多く、市民や企業などの外部、あるいはサービス受益者に対する利用は比率が低い。したがって、行政内部向けのものという感がある。

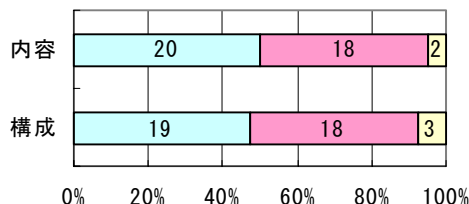
表3 長期総合計画の使われ方（複数回答）

	回答数	構成比
事務事業の実施の指針として	33	80.5%
毎年の都道府県政の指針作成の際の基礎資料として	27	65.9%
予算編成の指針として	25	61.0%
庁内調整の際の資料・根拠として	14	34.1%
住民、企業などへの行政サービスの水準などに関する提示資料として	11	26.8%
住民、関連団体、市区町村などへの協力依頼などの資料・指針として	5	12.2%
議会の答弁資料として	3	7.3%
国への交付金などの申請時の資料・根拠として	1	2.4%
その他	1	2.4%

注：構成比は有効回答数41に対する値

(8) 長期総合計画と地方政治との関係

地方政治との関係については、前述したように、ほぼ、すべての団体が長期総合計画を行政運営の最上位に位置する基本的指針として捉えていることから、知事の関与が多いと思われる。しかし、実際には、構成、内容ともに、知事からの指示が「かなりあった」が約半数にとどまり、全くなかった団体も見られる。



□かなりあった ■多少あった □全くなかった

図1 長期総合計画の策定に際しての知事から指示

策定時期に関して、行政主導による策定が多いことを反映して、32 団体は「知事選とは関係なく、現在の長期総合計画を策定した・している」と回答している。「知事選の当該年度（選挙後）または翌年度に策定した・している」は 6 団体にすぎない。

民間企業では経営トップが交代すれば、当然、新しい経営方針を打ち出すが、都道府県では限られている。知事が交代しても行政運営方針が継承されることはあるが、この場合は新知事が既存の長期総合計画の実施責任を負うことになる。長野県のように、前知事の行政運営を批判、否定する形で新知事が登場したにも拘らず、知事の任期と計画期間がリンクしていない状況では、長期総合計画の責任の所在と有効性があいまいにならざるを得ない。

3. 長期総合計画のホームページ上での取扱い状況

(1) 掲載状況

掲載状況は、「資料編を含み、印刷物の全文を掲載している」が26団体で、全く掲載していない団体はない。一部のみの掲載理由としては、該当する8団体のうち6団体が「重要な部分のみの掲載で十分であるため」としている。

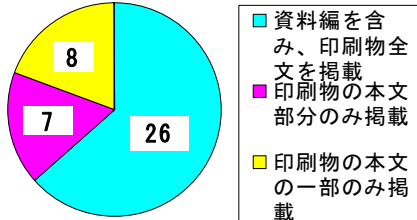


図2 長期総合計画の掲載状況

(2) 掲載位置

ホームページで閲覧してもらうためには、見出しが重要である。見出しの掲載位置については、「常にトップページに置く」は20団体と過半数に達しておらず、「策定直後から一定期間はトップページに置き、その後は他のページに移す」が14団体となっている。長期総合計画の性格から判断すると、他の情報のように、鮮度を判断基準として掲載位置を変更すべきでなく、計画期間中はトップページにおくべきであるが、必ずしもそのようになっていない。それは、長期総合計画は行政運営の最上位に位置することはタテマエにすぎないか、あるいは、企画部門と情報管理部門の間の意思疎通が不十分と判断される。

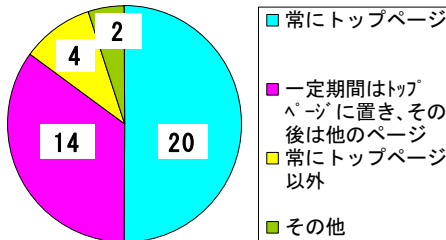


図3 長期総合計画の掲載位置

(3) 見出し

見出しは、わかりやすさの面からは計画名称をそのまま用いることが最適である。そのようにしているのは16団体である。トップページに見出しを掲載しない場合は、抽象的なことばにせざるを得ない。「総合計画」や「計画」(8団体)であれば、長期総合計画のことばの一部であり、アクセスするのは比較的容易と言える。ただし、「計画」という見出しの次に、分野別の計画と並べて長期総合計画を掲載すると、閲覧者は長期総合計画も他の計画と同レベルと考える可能性が高い。「政策情報」「県政情報」「行政情報」(10団体)という見出しは、閲覧者すべてがこれらのことばから長期総合計画を想像するとは限らず、長期総合計画の重要性から考えると適切とは言えない。その他に

分類した見出しの中には、「〇〇のしくみとデータ」「〇〇のプロフィール」「明日の〇〇」(〇〇はいずれも県名)と、一般県民が長期総合計画を思い浮かべることを期待するには無理なものがある。

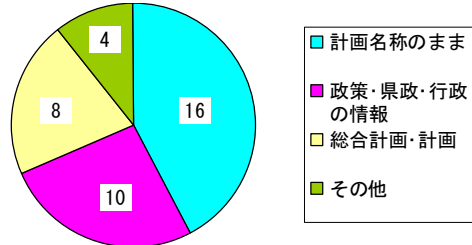


図4 長期総合計画の見出し

(4) 問合せ状況

長期総合計画に関する問合せ先を明記したり、ホームページ上から直接Eメールの問合せを設定したりしている団体は、それぞれ29団体、24団体と6割を超えている。しかし、問合せ件数は少なく、最も多くて「月に11~20件程度」(3団体)である。

4. 長期総合計画の必要性に関する意識

(1) 長期総合計画の必要性

長期総合計画を一般的な構成要素に分けた場合の、それぞれの必要性に対する考えは次の図のとおりである。3つの構成要素とも「絶対に必要」と「必要性が高い」の合計は60%以上である⁶⁾。ただし、基本構想、基本計画、実施計画に進むにしたがって、「絶対に必要」「必要性が高い」の回答が減少し、逆に、「必要性が低い」「必要ではない」の回答が増加している。

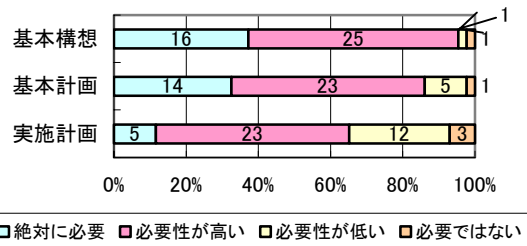


図5 基本構想、基本計画、実施計画の必要性

(2) 長期総合計画が必要な理由

「絶対に必要」「必要性が高い」の理由については、表4に示すとおりである。基本構想は、その内容を反映して、「地域社会の将来の目標や目指すべき将来像を示すのは行政の役割だから」が34団体と最も多い。基本計画と実施計画は、「総合的、計画的な行政運営を行うため」が、それぞれ30団体、22団体と最多になっており、計画行政の必要性が意識されている。この選択肢は、基本構想でも、「経済・社会変動が激しい中で、将来を見通すことが重要

だから」とともに2番目に多い。一方、「住民への説明責任を果たすために」は、基本構想では6団体と少ないが、基本計画では10団体、実施計画では12団体とやや多い。また、予算編成の指針として60%の団体が長期総合計画を利用しているが、必要性の理由として挙げている団体はいずれの構成要素においても20%未満である。

(3) 長期総合計画が不必要な理由

「必要性が低い」「必要ではない」の理由は、基本構想、基本計画、実施計画のいずれも、「経済・社会変動が激しく、長期の計画を策定しても意味がないから」が最も多い。実施計画については、「分野別の基本計画やマスタープランなどがそろっており、それらで十分だから」も半数を超えている。

表4 基本構想、基本計画、実施計画が「絶対に必要」「必要性が高い」理由（複数回答）

	①基本構想		②基本計画		③実施計画	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
地域社会の将来の目標や目指すべき将来像を示すのは行政の役割	34	82.9%	12	32.4%	10	35.7%
総合的、計画的な行政運営を行うために必要	25	61.0%	30	81.1%	22	78.6%
経済・社会変動が激しい中で、将来を見通すことが重要	25	61.0%	10	27.0%	3	10.7%
住民が地域社会の将来の目標や目指すべき将来像の提示を求めている	10	24.4%	3	8.1%	1	3.6%
地域経営の戦略(企業誘致、人口の増加・確保など)にとって不可欠	7	17.1%	16	43.2%	3	10.7%
住民への説明責任を果たすために必要	6	14.6%	10	27.0%	12	42.9%
知事の公約を提示できる(明確にできる)	3	7.3%	1	2.7%	1	3.6%
国への交付金などの申請に必要	1	2.4%	1	2.7%	0	0.0%
職員が計画の策定作業に携わることにより、政策形成能力の向上を図ることができる	0	0.0%	4	10.8%	0	0.0%
予算編成の基礎資料として必要	0	0.0%	3	8.1%	5	17.9%
市区町村への指導・協力依頼などに必要	0	0.0%	2	5.4%	2	7.1%
複数年にわたる施策・事務事業の予算確保に必要	0	0.0%	0	0.0%	4	14.3%
その他	3	7.3%	2	5.4%	2	7.1%

注：①、②、③の構成比は、それぞれ、41団体、37団体、28団体に対する値

表5 基本構想、基本計画、実施計画の「必要性が低い」「必要性がない」理由（複数回答）

	①基本構想		②基本計画		③実施計画	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
経済・社会変動が激しく、長期の計画を策定しても意味がないから	2	100.0%	4	66.7%	10	66.7%
分野別の基本計画やマスタープランなどがそろっており、それらで十分だから	0	0.0%	2	33.3%	8	53.3%
計画を策定する作業に膨大な経費と手間がかかるから	0	0.0%	2	33.3%	1	6.7%
予算的に国の動向に大きく左右される計画を策定しても意味がないから	0	0.0%	1	16.7%	2	13.3%
分野別の計画を積み上げるだけだから	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%
地域社会の将来の目標を設定したり、目指すべき将来像を描いても実現性が乏しいから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
住民が地域社会の将来の目標や目指すべき将来像の提示を求めているから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
策定してもあまり利用されないから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	16.7%	3	20.0%

注：①、②、③の構成比は、それぞれ、2団体、6団体、15団体に対する値

(4) 長期総合計画がない場合の問題点

長期総合計画がない場合の問題点としては、「住民へ行政の運営方針などを伝えるにくくなる」が36団体、「行政運営全般に支障をきたす」が21団体である。他方、3団体が「特に問題はない」と回答した。また、現在、計画のない県から、「基本的に大きな問題は生じていないが、次年度予算編成の重要課題を整理する際に、各部署の調整に手間取っている(ビジョンがないからという声があった)」という意見が見られた。

表6 長期総合計画がない場合の問題点（複数回答）

	回答数	構成比
住民へ行政の運営方針などを伝えるにくくなる	36	83.7%
行政運営全般に支障をきたす	21	48.8%
庁内調整が難しくなる	12	27.9%
事務事業によっては実施しにくくなる	5	11.6%
予算案編成に手間取るようになる	4	9.3%
国への交付金などの申請が難しくなる	0	0.0%
その他	5	11.6%
特に問題はない	3	7.0%

注：構成比は有効回答数41に対する値

5. 長期総合計画の今後のあり方

(1) 基本構想のあり方

市町村では基本構想の策定が義務付けられており、それに関する決定権限は議会が握っている。一方、都道府県では、一般的に、知事の判断に委ねられた形になっている。位置づけ、決定権限、責任などを明確にするために、基本構想策定に関する条例を制定すべきである。

都道府県では、表4で見たように、地域社会の将来の目標や目指すべき将来像を描くことは行政の役割と考える団体が多い。しかし、それらは本当に行政の責務なのであるか。行政サービスの将来目標を提示することはできるが、官民の役割分担の見直しが進められていることを踏まえ、将来の地域の全体像は、市民団体や民間企業などの活動によって大きく左右されると考えるべきである。

ましてや、景気低迷や高齢化などで将来像を描きにくい時代に突入している現在において、特段の根拠もなくバラ色の将来像を提示することは無責任な行為と言える。市民が未だに明るい将来像を行政に描いてもらうことを望んでいるのかは疑問である。明るさよりも真実（あるいはそれに近いもの）の提示を望んでいるのではないだろうか。したがって、実現可能な将来を描くべきであり、場合によっては、今後起こりうる問題点なども提示すべきであろう。実現可能性を重視すると似たような将来像になってしまうのであれば、都道府県で行う必要はなく、国でまとめてやれば良い。

また、基本構想の重要な要素である将来目標は、行政まかせにするべきものではなく、選挙で選ばれた知事が責任を持って、選挙公約を反映させながら設定すべきである。そうすることによって、より多くの住民が基本構想を読み、地域への関心を高めることが期待される。

基本的な施策としては、行政運営の基本方針を明確に打ち出すべきである。それは、知事の主義主張が反映されるべきものである。本質的には住民や事業者に対する説明であるが、職員にとって、施策や事業の実施に際しての基本的な判断基準となる。明確に示されていれば、部局間の調整もスムーズにいき、就業者満足度（employee's satisfaction）を高めることにも貢献するはずである。

(2) 基本計画・実施計画のあり方

社会・経済状況が大きく変貌しており、長期総合計画も、当初の人口増加・開発型から人口減少・生活重視型へ変わる必要がある。予算規模の大きな新規プロジェクトは減少し、事業も選択的にならざるを得ない。すなわち、実施計画では、全般的に事業や施策を網羅するのではなく、重点事業・施策のみを示すような戦略的なものにすべきであろう。アンケートによると、すでに36.6%の団体でそのようになっている。そもそも、分野別の計画を束ねただけ

では総合的な計画を作成する意味はない。

また、策定コストの削減も検討すべきであろう。例えば、実施計画が分野別計画で代替できるかを検討し、可能であれば実施計画の策定は取り止める。図5で見たように、すでに、実施計画は必要ないと考えている都道府県が3団体ある。長期総合計画なしで行政運営を行っている県もあり、ない場合の問題点を精査し、計画以外で対応できないかを検討することも一考に値する。

(3) 提示対象者

ガバナンスの進展により、長期総合計画を提示すべき対象者が多様化している。これまでは、行政は公共サービスの提供者、住民や企業は公共サービスの受け手、と明確に分かれており、長期総合計画は住民や企業という顧客に対する公共サービスの説明と位置づけられていた。しかし、NPOやボランティアといった新たな公共サービスの提供者が出現、増加し、長期総合計画は単に公共サービスの説明だけでは不十分となってきている。アンケート調査においても、このことを反映し、長期総合計画の性格として「住民の行動指針」を選択した団体が11あった。

その結果、誰を念頭において長期総合計画を策定し、どのような内容を記述するか、により一層神経を使う必要が出てきている。従来は、顧客である住民や企業と、提供主体である職員を意識すれば良かった。ガバナンスの時代においては、さらに、提供主体のパートナーとしての市民やNPOなども意識する必要がある。顧客に対しても、従来はサービス内容の説明で十分であったが、今後は、財政難によりサービスが選択的にならざるを得ないこと、また、サービス提供主体が行政だけでなくことなどを、行政運営の基本として住民に十分説明する必要がある。

また、近年、投資に関する格付けを行う民間企業が、自治体も格付けの対象にするようになっている⁷⁾。総務省でも、従来の方針を改め、2002年度に公募債の発行条件に差がつくことを認めた。投資家の厳しい目が自治体にも向けられ、長期総合計画は、民間企業で言えば長期的な経営方針に相当し、重要な判断材料の一つと考えられる。このように、サポーターとしての投資家に対する配慮も、長期総合計画策定に際して必要になっている。

(4) 説明責任

都道府県行政は住民にとって必ずしもわかりやすいものではない。その一つとして、大半の都道府県において、知事の任期と長期総合計画の計画期間が一致していないことが挙げられる。行政は継続性が重要であるとは言え、長期総合計画は知事の主義主張を色濃く反映すべきものであり、知事が交代しても、前知事が策定した長期総合計画に基づいて行政を運営することに疑問を抱かざるを得ない。ここに、長期総合計画が最上位の計画に位置づけら

れながら、あまり参照されていない原因の一つがあると考えられる。

知事は、行政の最高責任者として、既存の長期総合計画を継承する場合は、その旨をホームページなどで明らかにすべきである。考え方が異なるのであれば、新しい計画を策定すべきである。このようにして、知事としての責任を明確にすべきであろう。これは、知事としての最大の説明責任と位置づけられるべきものである。

知事が交代する度に長期総合計画を策定するのは人件費を含め経費の負担が大変ということであれば、策定内容を最重要なものだけに絞ることにより簡素化すれば良い。あるいは、知事の任期は4年であり、長期的な視野に立った計画が策定できないという心配もあるかもしれない。しかし、1期4年で公約をすべて果たすことは極めて困難であり、通常、知事は2期、3期と続ける努力をし、そのような時間のスパンを踏まえて長期総合計画を策定することを指示すると考えられる。

長期総合計画は都道府県の最重要計画であるので、広報が重要である。ホームページでは、参照しやすいことが求められる。したがって、計画期間中は常に、ホームページのトップページに、見やすい位置、見やすい大きさで計画名称のままで見出しを設け、全文を掲載することが当然である。長期総合計画は、策定から時間が経過しても、計画期間中は、最も重要な情報であるはずである。もしもそうでないのであれば、長期総合計画の位置づけを実態に合わせ、それに沿ってホームページのふさわしい場所で公開すべきである。

6. おわりに

長期総合計画は、その重要な位置づけに対して、策定への知事の関与、使われ方、広報の方法の間において必ずしも整合性がとれていない。そこには、タテマエとホンネの乖離が見られる。そのような計画であれば、策定されても使われることはなく、不要である。

法律で策定の義務が定められていないため、策定の有無もその内容も位置づけも各都道府県の権限で決めることができる。本当に必要か否かという根本的見直し、行政改革の一環として必要であると思われる。策定を中止している県には、中止という決断に敬意を表したい。中止して改めて長期総合計画の必要性が認識されれば、再び必要な要素から構成されるものを策定すれば良い。このような決断には、知事のリーダーシップが不可欠である。長期総合計画を継続するにも、廃止するにも、あるいは、内容を変更するにも、知事より積極的な取り組みが求められる。

今回、アンケート調査は長期総合計画策定担当部門を対象にして、知事と計画との関係も推察した。精度を高め

るためには、知事を対象にした調査も必要であるが、今後の課題としたい。

最後に、アンケート調査にご協力頂いた都道府県の職員の方々、長期総合調査に関する研究のきっかけを作ってくれた高知県の谷脇氏には、この場を借りて感謝の意を表したい。

補注

- (1) アンケート調査票及び集計結果は http://homepage3.nifty.com/ntaira/n_022.htm を参照されたい。
- (2) 北海道の長期総合計画は、北海道開発法第2条に基づく計画ではないため分析対象とした。
- (3) <http://www.pref.kochi.jp/~kikaku/keikaku/kenkeikaku> 参照
- (4) 今回、各都道府県のホームページで調べた範囲では、埼玉県のみ、『埼玉県長期ビジョン』の政策プログラムである『彩の国5ヵ年計画21』において、策定の趣旨の中で「知事の公約を実現し」と述べている。
- (5) タテマエの回答が含まれている可能性があるが、必要性に関する意識の全体的な把握には影響は小さいと考えられる。
- (6) 総務省の調べ（2001年7月末）では、都道府県については、すでに導入済みが37団体、試行中が6団体、検討中が3団体。
- (7) 例えば、埼玉県『彩の国5ヵ年計画21』では、基本目標に対して40の政策目標を設け、いくつかの施策についても施策目標を設定している。新潟県では、一般施策の評価結果を長期総合計画の大項目ごとに3カテゴリーに分けて、未来戦略の評価結果を長期総合計画のいいた未来戦略ごとに6カテゴリーに分けて、それぞれ掲載している。
- (8) 例えば、株式会社格付投資情報センターでは、公募地方債を発行している28自治体の格付けを見直し、2002年4月1日に発表した。

参考文献

- 1) 遠藤文夫「自治体における基本的政策形成手続きの動向（一）」『自治研究』第66巻、第12号、1990年
- 2) 遠藤文夫「自治体における基本的政策形成手続きの動向（二）」『自治研究』第67巻、第1号、1991年